

## 第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理



# 1 計画の推進体制

本計画で掲げた基本理念や目指す社会の実現のためには、行政はもとより、家庭、保育園・幼稚園・認定こども園、学校、地域、事業者等がそれぞれの役割を担い、緊密な連携と協力を図っていく必要があります。

そのため、本市では、担当部局間の相互の連携・調整を行うとともに、地域における関係者・事業者との協力を図りながら、総合的に施策を推進します。

## (1) 市民及び関係団体等との連携

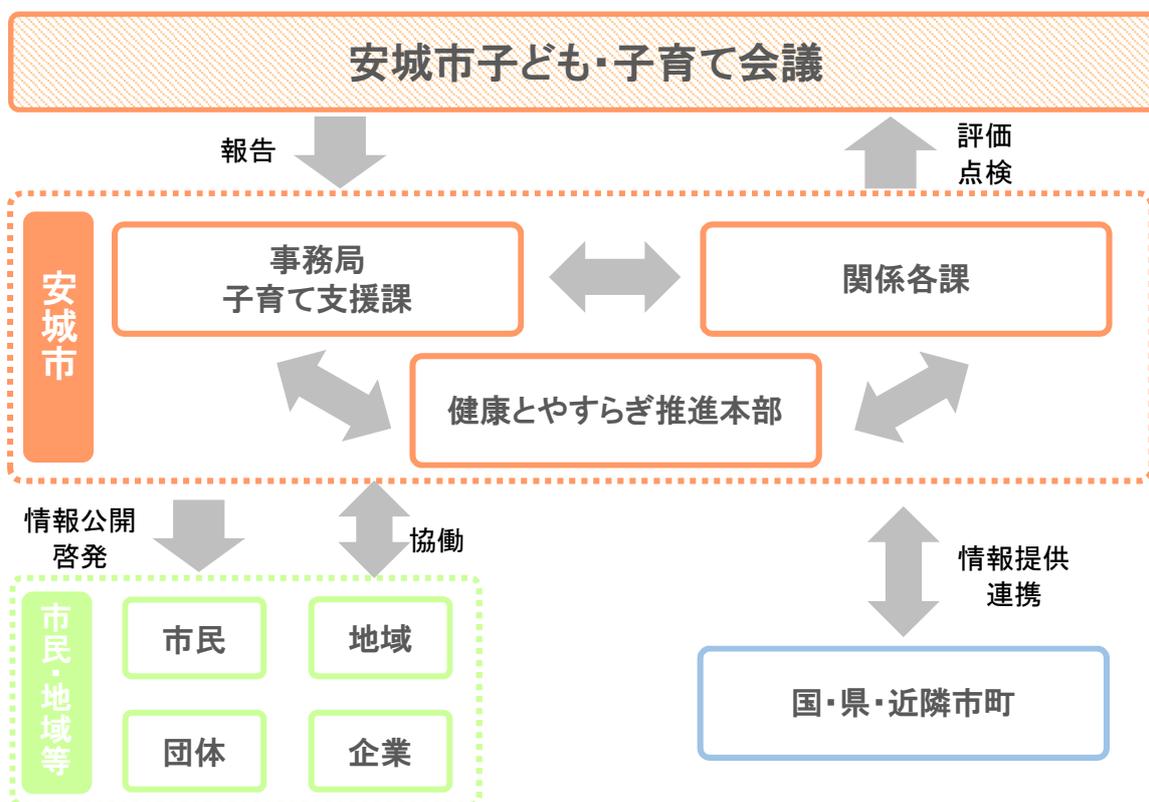
本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援に関わる事業者をはじめ、学校、企業、市民等と広く連携を図り、多くの関係者の意見を取り入れながら、施策を推進します。

## (2) 計画の周知

広報、本市ウェブサイト等で本計画の内容等の情報を公表し、市民へ子育て支援サービスの周知を図ります。

また、近年の社会情勢を踏まえながら、様々な情報発信媒体を活用した情報発信に努めます。

### ◆計画の推進体制



## 2 計画の進行管理

本計画には、第1期計画における課題を踏まえ、新たに事業を再編しています。方針ごとに定めた重点項目では、指標を設けて評価を行い、他の事業・施策は実施することで計画を推進していきます。

本計画の審議機関である安城市子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援に関する有識者等から計画の進捗状況を評価・検証していただき、計画に基づく着実な推進を図ります。

### ◆計画の進行管理の進め方(PDCAサイクル)

